

測量法施行令及び建設業法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 測量法施行令の一部改正

- 一 測量法第五十七条の二の規定により意見を求められて出頭した参考人に支給する旅費の種類について、車賃をその他の交通費に、宿泊料を宿泊費に改め、包括宿泊費を加えるものとする。

(第十二条関係)

- 二 その他所要の改正を行うものとする。

第二 建設業法施行令の一部改正

- 一 建設工事の請負契約に関する紛争処理の手續に要する費用の種類について、車賃をその他の交通費に、宿泊料を宿泊費に、日当を宿泊手当に改め、包括宿泊費を加えるものとする。

(第二十五条第一号関係)

- 二 その他所要の改正を行うものとする。

第三 附則

この政令は、令和七年四月一日から施行するものとする。

(附則関係)